書

冤罪並びに取り調べの全面可視化に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解等に関する再質問主意

出者 鈴木宗男

提

冤罪並びに取り調べの全面可視化に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解等に関する再質問主意

書

には 閣 に冤罪が減るという感じがありません」と答えている 致しないとの鑑定結果が出たことを受け、本年六月四日、 確定し、服役中だった菅家利和さんが、女児の下着に付着していた体液のDNA型が菅家さんのものとは一 総理大臣は、 九九〇年、 可視化が必要ではないのか」との旨の記者の質問に対して 同日夜の首相官邸における記者のぶら下がり取材において、 栃木県足利市で当時四歳の女児が殺害されたいわゆる足利事件で容疑者とされ、 (以 下、 千葉刑務所から釈放された。右につき麻生太郎内 「ぼくは基本的には一 「麻生発言」という。)。 「冤罪が起きない国にするため 概に可視化すれば直ち 右と「前回答弁 無期懲役が

されているが、 回答弁書」では 前回質問主意書で、 右問いは、 「内閣総理大臣の職務とは無関係のものであり、 麻生総理は過去に検察による取り調べを受けたことはあるかと問うたところ、 当質問主意書全体の趣旨の中で、 麻生総理の答弁を必要とするものであるとこ お答えは差し控えたい。」との答弁がな 前 書

(内閣衆質一七一第五〇九号)を踏まえ、

再質問する。

その有無につき明らかにすることを再度求める。

ろ、

決めたということは、 たところ、 で用いられることがあるとの趣旨で発言したものと承知している。 主意書で、 を有しているものではない。」との答弁がなされているが、菅家さんのケースが冤罪であるか否かについ 「前回答弁書」では、 政府として特定の見解を有していないのはなぜか。 足利事件において菅家さんが逮捕され、 「前回答弁書」では「政府としては、 菅家さんのケースは右答弁にある冤罪であったことを政府として認めたことに他な 「麻生発言」 の中にある冤罪の定義について 特定の事件が『冤罪』であるか否かについて特定の見解 無期懲役が確定したことは、 最高検察庁、 」との答弁がなされてい つまり政府として菅家さんの釈放を 「無実の罪、 冤罪に該当するかと問う ぬれぎぬ等という意義 . る。 前 回 |質問

決を言い渡しているものと承知している」旨の答弁がなされている。 集し得た証拠を総合的に検討して被告人を起訴し、裁判所においても、慎重な審理を尽くした上で有罪判 にはつながらないと認識しているのはなぜか、右の認識は、どの様なデータ、 らないのではな のなのかと問うたところ、 前回質問主意書で、 7 か。 「麻生発言」にある様に、 「前回答弁書」では「一般に、検察当局においては、必要な捜査を尽くし、 麻生総理として、 取り調べの可視化が直ちに冤罪の 麻生総理は右述べているが、 菅家さ

三

は、 になれ」 λ んが自白したのも、 のケースについて言えば、 現 在 等の脅しを受けた結果、 の技術水準による鑑定により覆され、 当時の栃木県警による、 検察が収集した、 やむなくなされたものである。 髪の毛を引っ張る、 正 例えば当時の栃木県警が行ったDNA鑑定の結果等の 確でなかったことが明らかにされている。 菅家さんのケースは、まさに右の一 け飛ばす等の暴行、 「早くしゃべって楽 また、 菅 般論 証拠 家さ

四 関連については、 可視化が冤罪の減少にはつながらないとする 前 回答弁書」 で麻生総理は 承知していない。」 「御指摘の点と取調べ と答弁しているが、 「麻生発言」 の全過程について録音・録画を義務付けることとの を行 麻生総理は、 ったのか。 何の 根拠もなく、 取り調べ 、の全面

から外れたものではないのか。

麻生総理の見解如何。

五 四で、 何 の根拠もなく 「麻生発言」 を行ったのなら、 それは内閣総理大臣の発言として極めてい 11 加減

では な 41 か。

六 お いて防止することは可能であると考えるが、 取り調べの全過程を可視化することにより、 その可視化が冤罪の減少にはつながらないとする 少なくとも菅家さんが受けた様な暴行、 脅しを取り調べに 「麻生発

言」の根拠は何か、再度質問する。

七 「前回答弁書」では「政府としては、 御指摘のような事実は把握していない。」と、 菅家さんが当時の

栃木県警に逮捕された後、 同県警の警察官により、 髪の毛を引っ張られる、 け飛ばされる等の暴行を受

け、 更には「白状しろ」「早くしゃべって楽になれ」などと言われ、 脅しの様な形で自白を強要されたこ

とについては、政府としてそもそも把握していないとの答弁がなされているが、今後菅家さんが右の様な

非人道的な取り調べを受けた事実はないか、麻生総理として、然るべき調査をするよう指示する考えはあ

るか。

八 七で、 あるのなら、 麻生総理として当該調査をいつからどの様な方策をもって行わせる考えでいるのか

説明されたい。

九七で、ないのなら、それはなぜか説明されたい。

右質問する。